

第二次愛媛県薬物依存症 対策推進計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本県においては、平成 31 年 4 月に「第一次愛媛県薬物依存症対策推進計画」を策定し、依存症対策の体制整備に努めるほか、広報啓発活動や相談・治療につなげる取組等を実施してきたところである。

この度、国の依存症対策の動向、薬物依存症を取り巻く状況の変化等を踏まえ、引き続き各関係機関と連携しながら、薬物依存症に関する普及啓発、適切な治療及び回復支援、再発防止等の切れ目ない支援体制を講じていくため第二次計画を策定した。

2 愛媛県薬物依存症対策推進計画について

計画の位置づけ：依存症対策総合支援事業実施要綱による
計画期間：令和 6 年度から令和 10 年度（5 年間）

3 基本的な考え方

(1) 基本理念

- 薬物依存症の進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
- 薬物依存症を有し又は有していた者とその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援
- 薬物事犯者における「第二次愛媛県再犯防止推進計画」との連携への配慮

(2) 本計画における薬物

違法薬物のほか、処方薬・市販薬等の医療目的の薬物

(3) 基本的な方向性

- 正しい知識の普及及び薬物依存症を予防する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療の質の向上と連携の促進
- 薬物依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくりと支援の充実

第2章 薬物乱用の状況（※愛媛県内）

1 違法薬物の乱用

(1) 違法薬物の生涯経験者の推計人数（令和 3 年）

（全国）大麻：128 万人 覚醒剤：24 万人

（愛媛県）大麻：1.3 万人 覚醒剤：0.2 万人

(2) 薬物関連の精神疾患による外来患者数

外来患者数は近年では増加傾向。

（平成 28 年：158 人 平成 30 年：181 人 令和 2 年：220 人）

2 市販薬・処方薬の乱用

近年、処方箋なしで購入が可能な市販薬（咳止め、風邪薬、痛み止め、鎮静薬、抗アレルギー薬、カフェイン製剤（眠気防止薬）等）や、睡眠薬、抗不安薬といった処方薬の過量服薬が問題となっている。

(1) 患者数の現状

- ・市販薬を主たる薬物とする依存症患者が増加。若年層において顕著な傾向。
- ・市販薬や処方薬の乱用による依存症となる患者が覚醒剤に次ぐ患者群となっている。

(2) 青少年における市販薬の乱用

令和3年の全国調査では、高校生全体の1.57%が市販薬の乱用経験があると推計される。

3 愛媛県警察による検挙件数等

(1) 薬物犯罪の検挙件数と検挙人員

- ・令和4年における検挙人員は118人で、近年減少傾向。
- ・大麻事犯の検挙人員が増加傾向であり、令和4年には覚醒剤事犯の検挙人数を上回った。

(2) 覚醒剤事犯の状況

令和4年における覚醒剤事犯の年代別割合は、50歳代以上が最多の43.4%。

(3) 大麻事犯の状況

令和4年においては、30歳未満が約7割を占め、若年層における乱用拡大が顕著である。

4 薬物が及ぼす社会問題

自殺、配偶者からの暴力（DV）、児童虐待

5 依存症に関する相談状況

県内の保健所及び心と体の健康センターで令和4年度に受け付けた依存症に関する相談件数のうち、薬物に関する相談は、保健所で53件、心と体の健康センターで44件。

6 支援体制

(1) 医療機関

- 一部の精神科病院において、入院や外来により薬物依存症の診療に対応
- 総合的かつ専門的に治療等に関わる専門医療機関は不足している状況
- 県では薬物依存症の専門医療機関を1機関選定

(2) 民間団体

当事者や家族が、アルコール依存症等によって抱える困難や悩み等を分かち合うために、自発的な集まりの場が重要な役割を果たしている。

名 称	概 要	連 絡 先
えひめダルク	薬物、ギャンブル等を含む、依存症に対するリハビリ専門施設	080-3994-4173 kagawadarc@ybb.ne.jp
ナラノンおもてなしグループ	薬物依存の問題をもつ家族や友人のグループ	ナラノン ファミリー グループ ジャパンナショナルサービスオフィス(ナラノン NSO) 03-5951-3571 naranon@sirius.ocn.ne.jp
メリーゲート	薬物依存症等の当事者を持つ、家族や友人等の集まり。主にミーティングやメッセージ活動を通して、同じ悩みを共有し、回復のプログラムとして取り組んでいる。	080-3994-4173

第3章 これまでの取組と評価

第一次計画策定後の県の薬物依存症対策事業実績

○ 令和元年10月 東予地域に県内初の専門医療機関を選定

専門医療機関、相談拠点機関において、各種依存症の治療、相談、支援者への研修を実施。今後は、相談拠点機関（心と体の健康センター）や保健所等の相談機関、専門医療機関、自助グループ等支援団体へと早期につなぐ体制を構築し、関係機関が連携して包括的な依存症対策に取り組む必要がある。

第4章 重点目標及び重点施策

【重点目標】

- 1 薬物依存症に関する知識の普及啓発を行い、将来にわたる薬物依存症患者の発生を予防
 - ・学校における薬物関連教室の実施率の増
- 2 薬物依存症に対する支援体制の整備
 - (1) 依存症相談拠点の機能充実
 - (2) 医療提供体制の確保：専門医療機関を中・南予に1か所以上選定
治療拠点機関を1か所以上選定
 - (3) 民間団体との連携体制を構築

【重点施策】

- 1 本県における地域の状況把握に努めるとともに、各地域の実情に応じ、本人及びその家族を含めたすべての世代に対し、正しい知識の教育及び普及啓発をより充実させる。
- 2 薬物依存症を有する者及びその家族が適切な相談、治療、回復支援を受けることができるよう連携体制を強化する。
 - (1) 相談拠点の機能を強化させるため、職員のスキルアップを図り相談支援に生かす
 - (2) 専門医療機関、治療拠点機関を選定する
 - (3) 相談拠点、専門医療機関及び治療拠点機関の連携強化
 - (4) 地域における医療機関、民間団体、行政等の役割の明確化と地域の実情に応じた連携体制の構築・強化

第5章 基本的施策

5つの基本的施策について、それぞれの役割を担う人材の育成を視野に入れた取組を行っていく。また、日頃からの関係機関との情報共有のほか、実態把握及び課題抽出に努め、目標を達成するために具体的な施策を定め、関係機関が連携して取り組むこととする。

1 教育及び普及啓発

学校教育等の推進、広報・啓発の推進、
県、市町、関係団体、医療機関等との連携による社会全体での取組の実施

2 薬物依存症に係る医療の充実等

医療従事者向け研修等による人材育成、専門医療機関を中心とした連携の強化

3 相談支援等

地域における相談窓口の周知、個別事例や地域の実情に応じた相談支援体制の構築、
個別事例の相談支援

4 回復・社会復帰への支援

警察や矯正施設、更生保護関係機関への相談窓口や医療機関に関する周知、社会資源の
情報共有、家族教室等の実施による家族に対する支援、就労と復職の支援促進

5 民間団体の活動に対する支援

関係機関との連携・情報共有、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所の提供、回復支援における民間団体の役割・意義の啓発、当事者や家族が相談支援につながりやすい仕組みづくり

第6章 計画の推進体制等

1 関連施策との連携

2 計画の策定等

- 愛媛県依存症対策推進計画策定委員会等を通じて地域の課題を把握及び目標設定し、施策を明示した。
- 地域の行政、医療関係者、自助グループ等の様々な関係者による会議等の開催、地域の実情に応じ、関連施策や既に設けられている場の活用、効果的・効率的な運用を検討することが重要

3 計画の見直しについて

- 基本的施策の目標達成状況について調査を行い、計画の進捗状況を把握
- 依存症対策推進計画策定委員会における薬物依存症対策の効果の評価
- 必要に応じて薬物依存症対策推進計画に変更を加える